旅行環境整備事業実施要領

平成30年3月28日 国総支第62号

国鉄総第325号

国自旅第294号

国海内第187号

国港総第597号

国空事第1072号

国空業第165号

観参第294号

この実施要領は、旅行環境整備事業費補助金交付要綱(平成30年3月28日国総支第61号、国鉄総第324号、国自旅第293号、国海内第186号、国港総第596号、国空事第1071号、国空業第164号、観参第293号。以下「交付要綱」という。)のほか、旅行環境整備事業費補助金の交付等旅行環境整備事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 交通サービス旅行環境整備支援事業

1. 共通事項

①事業実施について

旅行環境整備事業費補助金のうち、交通サービス旅行環境整備支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

なお、事業完了後に完了実績報告をする場合、多言語表記を実施することが望ましい とされている事項については、必要に応じて、実施している又は実施したことを証明す る工事請負契約書、写真等の書類を添付する。

②全ての種目に共通する事項

(観光施策との調和について)

本事業は、全ての旅行者の目的地までの移動にかかる旅行環境整備を支援することを目的としている。また、地域ブロックにおける観光施策との整合を図る必要があり、具体的には、

- 1)複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地 を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数(平均6日 ~7日)に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」
- 2)観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号。以下「観光圏整備法」という。)に基づき、自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であって、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在・周遊できる国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進する「観光圏」
- 3)地域の伝統文化、美しい自然、歴史的景観、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の地域資源を磨き上げ、魅力あふれる観光地域づくりを進めるため、単一の市区町村・観光協会・交通事業者等により構成される協議会を対象とし、着地型旅行商品の造成や名産品開発などを支援する「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」等の施策との調和を図る必要がある。

(多言語表記について)

「多言語表記」については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語(簡体字/繁体字)又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成26年3月)を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(平成25年6月)(以下、「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」と言う。)、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(平成25年6月)(以下、「バリアフリー整備ガイドライン 車両等編」という。)を参考とする。

2. 交通サービス利便向上促進事業について

①全ての種目に共通する事項

(整備計画について)

交付要綱別表1に規定する整備計画とは、無料公衆無線LAN環境整備、多言語表記等、案内放送の多言語化、多言語案内用タブレット端末導入に関して、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、広域的かつ連続的なサービスが提供されるよう整備方針、整備方針を踏まえた整備箇所・設備内容・台数等を記載した計画であり、補助申請書に添付する。

(軽微な変更に係る取扱い)

交付要綱第9条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲 は次のとおりとする。

・様式第1-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の 変更

(無料公衆無線LAN環境の整備)

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」 (無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費」(無料公衆無線LA N機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))を対象 とする。このうち航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する 施設等に付することとする。

また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、 共通シンボルマーク Japan. Free Wi-Fi(以下「シンボルマーク」という。)の申請も併せ て行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、

- 1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2)
 - 1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式
 - 2) SNSアカウントを利用した認証方式
 - 3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)
 - (※1)利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式
 - (※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース
 - ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
 - ・屋内外間わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3) の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

- (※3)メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的で Wi-Fi を設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。
- (案内標識、可変式情報表示装置、ホームページの多言語表記(予約システムを提供する ものに限る)等の多言語又はピクトグラムによる表記、案内放送の多言語化、多言語案 内用タブレット端末の導入)
 - 1)案内標識とは誘導サイン類(施設内の方向を指示するのに必要なサイン)、位置サイン類(施設等の位置を告知するのに必要なサイン)、案内サイン類(乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。)、規制サイン類(利用者の行動を規制するのに必要なサイン)の多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。
 - 2) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

3)ホームページ(予約システムを提供するものに限る。)とは補助対象事業者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト(新規開設及び多言語化に伴い新たに予約システムを備える場合を含む。)の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約をできるものも含む。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

4) 案内放送の多言語化とは多言語による自動放送を行うことが出来る案内放送装置のことをいう。

なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。

- 5)多言語案内用タブレット端末とは、旅客施設又は車内・船内において、補助対象事業者のスタッフが訪日外国人旅行者とコミュニケーションをとることを目的として使用するタブレット端末であり、翻訳アプリをインストールすることを条件とし、タブレット端末の導入後には利用状況を把握するものとする。この他、路線図、時刻表等訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する多言語情報をインストールすることが望ましい。なお、多言語案内用タブレット端末の導入は、下記のいずれかとする。
 - ・無料公衆無線LAN環境の整備又は多言語表記等と併せて導入する場合

ただし、無料公衆無線LAN環境が整備済みである場合は多言語表記等と併せて、 多言語表記等が整備済みである場合は無料公衆無線LAN環境と併せて導入する こととする。

- ・多言語案内用タブレット端末のみの導入は、無料公衆無線LAN環境の整備及び多言語表記等が整備済みである場合に限り、導入台数は5台以上とする。
- 6) その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機の システム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用 (アプリケーション導入に伴う費用)等を想定している。

②種目ごとの事項

(鉄道)

1)補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

また、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者における東京駅及び 大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く 地域の路線とは、別添のとおりとする。

2)鉄道車両への補助

鉄道車両における無料公衆無線 LAN 環境の整備、案内表示・放送の多言語化については、補助対象路線を運行する車両を補助対象とする。

(自動車)

1)補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

Ⅱ. 地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業

1. 共通事項

①事業実施について

旅行環境整備事業費補助金のうち、地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業 関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等 に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が 作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

②軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第30条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲 は次のとおりとする。

・様式第2-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

2. 観光拠点情報·交流施設

①基本的な考え方

主要な観光地における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会(体験・学習等)の提供を目的とした施設であって、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が随時かつ快適に利用できる施設を対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するものを除くものとする。

②機能面の要件

以下の1)又は1)及び2)の全てを含む施設であること。

- 1)地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して提供するもの。(観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。)
- 2) 上記に附帯して整備される、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して 観光サービスを提供する交流の場。(訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客の休 憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売で きるスペース等が設けられていること。原則として、当該施設による収益が維持・管 理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は対象 外。)

(対象外の施設)

・訪日外国人旅行者の利用を想定していない施設

- ・観光拠点に関する情報提供や訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対する 観光サービスの提供を主たる目的としたものではなく、公共空間としての趣旨にな じまない施設(商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これら に類する施設で営利を目的とする企業が運営するもの)
- ・地元物産品等の販売を主目的とする施設

③ 立地要件

「観光先進国」の実現に向けて、訪日外国人を含む旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人を含む旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域であって、以下のいずれかの地域の市区町村に立地するもの。

- ・カテゴリーⅡ以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域
- ・「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」に取組む地域
- · 観光圏整備実施計画認定地域
- ・「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域(日本遺産を有する又は2020年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2020年までの策定を目指す地域等)
- ・「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップ アッププログラム2020 | の策定に取り組む地域
- ・観光立国ショーケース選定都市
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市
- ・ラグビーワールドカップ競技会場立地都市
- ・広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点とされた地区
- ・「食と農の景勝地」の認定を受けた地域
- ・重要伝統的建造物群保存地域が所在する地域
- ・日本版DMO登録法人におけるマーケティング対象地域であり、具体的な取組が見られる地域
- ・その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人を含む旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの

④補助対象経費

補助対象経費については、以下の通りとする。

なお、明確な観光拠点情報・交流施設の機能向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費及び土地の取得に要する経費は補助対象としない。

- 1) 先進機能の整備
 - ・VR機器 (Virtual Reality 仮想現実) ヘッドセット等を装着し観光拠点に関する疑似体験ができる機器を整備するもの。
 - ・デジタルサイネージ

観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。

・多言語案内用タブレット端末

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

・多言語翻訳システム機器

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフの多言語対応を目的とした 多言語翻訳システム機器であること。

- 2) 無料公衆無線LAN環境の整備
- 3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良
 - ・案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点情報·交流 施設の場所を案内することを目的に設置するもの。

・掲示物

観光拠点の歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・ホームページ

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が運営しているホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・コンテンツ作成

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

- ·案内放送
- 4) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

施設の新築・改修に係る設計・施工、観光拠点情報・交流施設の整備・改修に附随 して行う洋式トイレの整備等に要するもの。

⑤無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))で観光拠点情報・交流施設において実施するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、シンボルマークの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2)

- 1) SMS (ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式
- 2) SNSアカウントを利用した認証方式
- 3)利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)
- (※1)利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式
- (※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース
 - ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。
- (※3)メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

3. 外国人観光案内所

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成28年6月改訂)に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーI以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。ただし、カテゴリー I に認定されている又は認定の見込みのある外国人観光案内所の補助対象経費は、1) のうちの多言語案内用タブレット端末及び多言語翻訳システム機器、2)、5) に要する経費に限る。また、カテゴリー II 以上に認定されている又は認定の見込みがある外国人観光案内所は、1) から 6) に要する全ての経費を対象とする。

なお、明確な観光案内機能の向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老 朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経 費及び土地の取得に要する経費は補助対象としない。

- 1) 先進機能の整備
 - ・VR機器 (Virtual Reality 仮想現実) ヘッドセット等を装着し観光地の疑似体験ができる機器を整備するもの。
 - ・デジタルサイネージ

観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への 観光情報や交通情報等を発信するもの。 ・多言語案内用タブレット端末

観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的 としたインターネット接続タブレット端末であること。

・多言語翻訳システム機器

観光案内業務において、案内所スタッフの多言語対応を目的とした多言語翻訳システム機器であること。

- 2) 無料公衆無線LAN環境の整備
- 3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良
 - ・案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所の場所 を案内することを目的に設置するもの。

・掲示物

観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国 人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするもの。

・ホームページ

観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているホームページであり、訪日外 国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

・コンテンツ作成

観光案内所の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

- ・案内放送
- 4) 外国人観光案内所の整備・改良

観光案内所を整備又は規模を拡張する等、必要な施設の整備及び施設の改良に伴う 費用である。

5) スタッフ研修

多言語研修、接遇研修、視察研修、災害対応訓練研修で、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費、研修委託料。

6) その他

③無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」 (無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(無料公衆無線 LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。)) で観光案内所において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、 シンボルマークの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。 加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2)

- 1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式
- 2) SNSアカウントを利用した認証方式
- 3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)
- (※1)利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式
- (※2)上記認証方式を適用しなくてもよいケース
 - ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。
- (※3)メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的で Wi-Fi を設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

4. 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化

①基本的な考え方

宗教や文化により食事や生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人等の旅行者が、全国 津々浦々で、安心して食事等を楽しめる環境整備を図るため、受入に必要な基礎的な知 識を普及するとともに、地域としての取組みを促し郷土料理等における実践的な対応の ためセミナー等に要する経費の一部を補助する。

②実施要件

宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人等の旅行者の継続的な受入環境整備のため、補助対象事業者は具体的な取組の計画を策定するものであること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下の通りとする。ただし、内容が公共性・公益性を有する ものであって、営利を目的とするものや販売行為を含むもの、特定の宗教を助長・促進す ることを目的としたもの、特定の認証制度を推奨するもの等ではないこと。

- 1) 啓発事業
 - ・セミナー等の講師への謝金及び旅費
 - ・セミナー等に使用する会場借料
 - ・セミナー等で使用する資料の印刷製本費

- ・その他、受入環境整備のための学習や研究に要する経費
- 2) 視察事業
 - ※視察事業については、1)啓発事業を実施する場合に限り補助対象とする。
 - ・視察を行うための旅費
 - ・視察時に使用する資料の印刷製本費

IV. 事業評価について

1. 事業評価の実施

①自己評価(一次評価)

交通サービス旅行環境整備支援事業及び地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援 事業については、毎年度、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下 「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度 末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

②二次評価

1) 実施対象

交通サービス旅行環境整備支援事業及び地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業については、地方運輸局等が自己評価(一次評価)等を基に二次評価を行うこととする。

2) 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗 状況等を記載するものとする。

地方運輸局等は、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、 必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を 踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の 翌年度の4月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

2. その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則

この要領は、平成30年度予算から施行する。

| 事業者名 | 路線名 | 区間 |
|---------------------------------------|-------------|---------------|
| 東武鉄道株式会社 | 伊勢崎線 | 加須~伊勢崎 |
| | 相生線 | 太田~赤城 |
| | 小泉線 | 館林~西小泉、太田~東小泉 |
| | 佐野線 | 館林~葛生 |
| | 日光線 | 果橋~東武日光 |
| | 鬼怒川線 | 下今市~新藤原 |
| | 宇都宮線 | 新栃木~東武宇都宮 |
| | 東上本線 | 東松山~寄居 |
| | 越生線 | 東毛呂~越生 |
| 西武鉄道株式会社 | 池袋線 | 東吾野~吾野 |
| | 西武秩父線 | 吾野~西武秩父 |
| 京成電鉄株式会社 | 東成田線 | 京成成田~東成田 |
| マンス ロッパトレッグヤブ 一丁 | 本線 | 京成成田~成田空港 |
| 小田急電鉄株式会社 | 小田原線 | 伊勢原~小田原 |
| 京浜急行電鉄株式会社 | 人里浜線 | 京急久里浜~三崎口 |
| 名古屋鉄道株式会社 | 名古屋本線 | 豊橋~藤川 |
| | 豊川線 | 国府~豊川稲荷 |
| | 西尾線 | 上横須賀~吉良吉田 |
| | 蒲郡線 | 吉良吉田~蒲郡 |
| | 河和線 | 河和口~河和 |
| | 知多新線 | 上野間~内海 |
| 近畿日本鉄道株式会社 | 大阪線 | 三本松~伊勢中川 |
| | 山田線 | 伊勢中川~宇治山田 |
| | 名古屋線 | 第田~伊勢中川 |
| | 鈴鹿線 | 伊勢若松~平田町 |
| | 湯の山線 | 湯の山温泉 |
| | | 鳥羽~賢島 |
| | 鳥羽線 | 宇治山田~鳥羽 |
| | 伊賀線 | 伊賀上野~伊賀神戸 |
| | 養老線 | 池野〜揖斐 |
| ————————————————————————————————————— | 南海本線 | 淡輪~和歌山市 |
| | 多奈川線 | みさき公園~多奈川 |
| | 加太線 | 紀ノ川~加太 |
| | 和歌山港線 | 和歌山市~和歌山港 |
| | 高野線 | 紀伊細川~極楽橋 |

| 南海電気鉄道株式会社 | 鋼索線 | 極楽橋~高野山 |
|------------|-------|---------|
| 京阪電鉄株式会社 | 石山坂本線 | 滋賀里~坂本 |
| 山陽電気鉄道株式会社 | 本線 | 藤江~山陽姫路 |
| | 網干線 | 飾磨~山陽網干 |
| 西日本鉄道株式会社 | 全路線 | 全区間 |